

会 議 録

会議の名称	浦幌町総合振興計画審議会（第2回）	
事務局 (担当部署)	まちづくり政策課企画振興係	
開催日時	令和3年8月27日（金） 19時00分～19時49分	
開催場所	浦幌町生活改善センター1階 町民集会室	
出席者	<p>○委員 山岸嘉平、元木一彦、伊場満広、石田純一、大山真秀、北原葉子、熊谷晃明、小松輝、佐藤関子、染谷由紀、高橋孝輔、竹村恵美、廣瀬弘、藤本晋、堀川恵子、円子智、森本拓哉、吉田水十華、渡部栄子</p> <p>○浦幌町 水澤町長、山本副町長、水野教育長、獅子原総務課長、佐藤町民課長、廣富保健福祉課長、正保こども子育て支援課長、小川産業課長、早瀬施設課長、鈴木診療所事務長、熊谷教育次長、沼袋消防署長</p> <p>○事務局 岡崎課長、田村課長補佐、竹田主事、佐藤主事</p>	
欠席者	<p>○委員 大本亜樹子、香川祐輔、川原昭良、坂口清栄、高木翔太、竹田一美、塚田健一、長根むつみ、西田美代子、三村直輝、山田史弥</p>	
会 議 次 第	会議結果	
<p>議案</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 町長あいさつ</p> <p>4 議事</p> <p>（1）浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画について</p> <p>5 その他</p>	承認	
審 議 の 概 要		
別紙のとおり		
会議録の公開期日	令和5年3月31日	

審議の概要

1. 開会

事務局～ 皆さんこんばんは。夜分お疲れのところ、また、何かとお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日、北海道にも緊急事態宣言が発令された訳ですが、本日ご審議いただく案件については、9月1日から開会する町議会に提案するものであることから、会議の延期や書面による開催ができないため、このような形で開催しますことをどうぞご容赦ください。

なお、簡潔な説明に心がけ、会議時間の短縮に努めてまいりますのでどうぞよろしく願いいたします。

それから1点ご連絡いたします。審議会委員としまして新たに厚内地区から廣瀬弘さんをご委嘱しましたのでご紹介いたします。(廣瀬氏あいさつ)

それでは、只今より、浦幌町総合振興計画審議会を開催いたします。はじめに、山岸会長よりご挨拶いただきます。

2. 会長あいさつ

山岸会長～ 皆さんこんばんは。夜分お疲れのところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。お盆を過ぎ、急に肌寒いような気候になり、健康管理が難しい季節となってまいりました。

また、長引くコロナ禍の影響で皆様には何かとご苦労があるかと思えます。コロナウイルスは形を変え、全国的に増加傾向にあります。十勝管内でも8月から増加傾向となっております。とても身近なところで感染のリスクが高まっていることに危惧しており、健康管理にはお互いに気を付けたいと思えます。

さて、本日は、議題にあります過疎地域計画についてですが、どのような計画なのか説明を受け、議決を受ける計画とお聞きしておりますので、活発な審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

事務局～ ありがとうございます。続きまして、水澤町長よりご挨拶申し上げます。

3. 町長あいさつ

水澤町長～ 公私共にお忙しい中、本会議にご出席いただきありがとうございます。また、今日から北海道に第3回目の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されました。十勝の感染者数が多くなっていますが、引き続きワクチン接種事業を進めております。

本日ご審議いただく「浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画」の詳細についてはご説明があると思えますが、昭和45年に議員立法で「過疎地域緊急措置法」が制定されて以来、時限立法である数次の特別措置法が制定され、新たな特措

法「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。

特措法に従い、浦幌町第4期まちづくり計画との整合性を図りながら市町村計画の策定となりましたので、本日はご審議のほどよろしくお願いいたします。
事務局～ それでは、ここからの進行につきましては、山岸会長の方で進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議事

(1) 浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画（案）について

山岸会長～ それでは議事に入ります。(1) 浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 本日もご審議いただきます「浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画」についてご説明させていただきますが、計画の記載内容のボリュームがあり、わかりにくいところもあるかと思われますので、「過疎地域とは何か」「なぜこの計画が必要なのか」など基本的な部分に焦点を絞って説明させていただきます。なお、この計画の内容につきましては、町長のご挨拶にもありましたとおり、浦幌町第4期まちづくり計画の内容に基づき策定していることをご報告させていただき、説明に入らせていただきます。お手元の資料《概要版》をご覧ください。

【1. これまでの経過】

昭和45年にできた過疎の法律以降、これまで浦幌町は町内全域が過疎地域の指定を受けており、過疎の法律による支援等を受けるために、これまでも過疎計画を策定し、過疎対策の推進にあたってまいりました。

今回、この過疎の法律が令和3年3月31日で期限を迎え、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下、過疎法）として令和3年4月1日から施行され、本町は引き続き過疎地域の指定を受けることになりました。

【2. 過疎地域とは】

過疎法では、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域と規定されております。具体的には、法律で定める特定の期間の「人口要件」と「財政力要件」に該当する市町村区域のことを過疎地域と言っております。

【3. 浦幌町の場合】

過疎法に規定される過疎地域の要件は複数ありますが、浦幌町は次の要件に該当となり、過疎地域の指定を受けております。

枠内の(1)人口要件ですが、こちらは長期の人口減少率を要件としており、昭和50年から平成27年の人口減少率が28%以上となっており、さらに財政力指数が0.40以下の場合には23%以上という要件になっています。浦幌町の場合、国勢調査の数値で昭和50年の人口が10,353人で、平成27年が4,919人ですので、人口減少率は約52.5%となり、28%を大きく上回っております。

次に(2)財政力要件ですが、こちらは平成29年度から令和元年度の財政力指数の平均が0.51以下かつ公営競技収益が40億円以下という要件になっていま

す。浦幌町の場合、平成29年度0.185、平成30年度0.193、令和元年度0.199でしたので3か年平均は0.192となり基準の0.51を下回っており、なおかつ公営競技収益はありません。

以上の条件をもって、過疎地域の該当となっております。

【4. 浦幌町の過疎の状況】

詳しい内容については、計画書の2ページ「1. 基本的な事項（1）浦幌町の概況」で示しておりますが、概要としては、国勢調査に基づく人口推移でみたとき、昭和35年の14,150人をピークに平成27年には4,919人と5千人を切り減少が継続しています。そして、平成7年には高齢者比率が若年者比率を上回って以降、若年者比率の減少速度は低下するものの、高齢者比率の増加速度は維持しており、平成27年には全人口の約4割が高齢者という状況であることを掲載しています。

また、これまで核家族化の進行や高度経済成長期における都市部への人口流出、少子高齢化などの社会環境の変化、また、基幹産業である農林水産業の低迷、後継者不足や産業従事者の高齢化などによる生産構造の脆弱化などにより、地方である本町は地域経済に影響を及ぼしているといった内容を掲載しています。

このため、これらの課題解決を図るための対策を図る必要があることから、過疎法の支援を活用するため、過疎地域持続的発展市町村計画を策定することになります。

【5. 浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画とは】

この過疎計画は、今回施行された過疎法に基づき、浦幌町第4期まちづくり計画との整合性を図りながら、本町の基幹産業である第一次産業の振興をはじめ、町民と協働による地域福祉体制の整備、地域総ぐるみの教育の展開、生活環境の整備など、厳しい財政状況の中、地域の持続的発展を図る内容として策定しております。

この計画を策定することで、地域の課題解決や持続的発展を図っていくための事業（例：道路の整備や橋の整備、公共建築物など）に係る経費のうち町の負担となる部分に対し、過疎対策事業債という財源、一般的には地方債という「借金」ではありますが、この借り入れを行うことができます。そして、この地方債の償還額の一部を地方交付税により措置していただける、すなわち、町の負担分を国に助けてもらうことができます。

【6. 計画期間について】

この計画は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。なお、法律の期限は令和13年3月31日までの10年間ですので、今回は前期計画となります。5年後の令和8年4月1日から残りの5年間を後期計画として、時期が近づき次第策定することと考えております。

山岸会長～説明が終わりました。何かご質問等がありますか。

委員～質疑なし

山岸会長～ それでは引き続き資料の説明をお願いします。

事務局～ では次に、過疎計画の内容についてご説明します。資料は「過疎地域持続的発展市町村計画（案）」をご覧ください。

【1. 基本的な事項】

(1) ～ (3) 町の状況を記載

(4) 持続的発展によるまちづくりの方向性として、第4期まちづくり計画に基づくまちづくりを行う旨を記載

(5) 第4期まちづくり計画で掲げた5つのまちづくりとそれらに横断的に取り組むこととした3つの重点プロジェクトを基本目標として掲載し、計画の実効性を高めるため目標とする指標を設定

(6) 基本目標の達成状況を評価するための方法を記載

(7) 過疎計画の計画期間を記載

(8) 法律により記載する事項として指示された公共施設等総合管理計画との整合について記載

【2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成】以降

法律により記載すべき事項とされた項目となっており、それぞれの項目で基本的な構成が示されております。

・それぞれの項目の「現況と問題点」

・「現況と問題点」の対策として「その対策」

太字で示している《過疎地域持続的発展特別事業》とは、この施策に関連する事業が過疎対策事業債の対象になりうる事業であることを示しており、

【重点施策】とは、冒頭の基本計画で示した重点となる施策であることを示しております。

・「その対策」を実行するための「事業計画」

別にお配りしている「事業計画（令和3年度～7年度）」に5か年分の事業費を掲載しており、掲載事業については第4期まちづくり計画と同様で、令和3年度の事業費については現行予算を、令和4年度以降の事業費についてはまちづくり計画計上事業費となっております。

・それぞれの項目に関連する施設の有効活用を図るため「公共施設等総合管理計画等との整合」で公共施設等総合管理計画に掲載されている施設の長寿命化や余剰施設の削減などを記載

山岸会長～ 説明が終わりました。何かご質問等がありますか。

委員～ 「資格取得促進事業」について、各年事業費100万円となっているが、どのような事業なのか。

小川課長～ 従業員が資格を取得するための経費のうち、中小企業者等が負担した経費の1/2を補助するもので、1事業者1にあたり20万円を上限としており、年間5名程度が申請される見込みで事業費を設定しています。

委員～ 若い人が資格取得するための補助金というわけではないのですか。

小川課長～ 年齢要件はございません。

委員～ 町内出身の若い人達が町外で企業に就職しなくても浦幌町内にいながら仕事ができるような資格取得の補助ができればいいなと思います。

小川課長～ いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。

委員～ 拠点を複数持って活動される方がいるが、そのような方々に対しての移住・定住を促す事業はあるのでしょうか。

岡崎課長～ 2拠点居住などが注目されているが、それに対応するために移住体験住宅を準備しています。様々な就労形態があるので、状況をみながら取り入れていきたいが、この5か年の計画では2拠点居住に特化した事業ありません。

山岸会長～ ほかにご質問はございませんか。

委員～ 質疑なし

山岸会長～ それでは「(1) 浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画(案)について」をご承認いただき、決定とさせていただきます。

次に、5. その他について説明をお願いします。

5. その他

事務局～ 総合振興計画審議会の今後の予定についてご案内いたします。

9/28から10/1の日程で専門部会を開催することで調整しており、次回については第3期まちづくり計画の実績をご報告させていただき、ご意見をいただく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

山岸会長～ 事務局より連絡がありましたが、次回は9月下旬の各専門部会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に皆さんから何かありますか。

水澤町長～ ご審議いただきありがとうございます。過疎は全国的な問題で、通常「過疎法」と呼ばれており、今回、新たな過疎法が制定されました。

浦幌町でもそれに基づいた計画を策定し、過疎対策事業債の償還金7割が交付税措置されるありがたい財政措置を受けながら、第4期まちづくり計画を推進していきたいと思いますので、今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

山岸会長～ 以上を持ちまして、第2回総合振興計画審議会を終了いたします。お疲れさまでした。

19:49終了